

病床数適正化支援事業給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 病床数適正化支援事業給付金については、予算の範囲内で給付金を支給するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け医政発0401第5号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に規定するもののほか、この支給要綱の定めるところによる。

(支給の目的)

第2条 この給付金は、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うことにより、効率的な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第3条 この給付金の支給の対象となる者は、令和6年12月17日から令和7年9月30日（以下「基準日」という。）までの間に病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。以下同じ。）の削減を行う病院又は診療所の開設者（令和7年3月に実施した活用意向調査において、事業計画を提出した者に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給の対象外とする。

- (1) 基準日時点において当該病院又は診療所を廃院している場合（基準日以降に廃院を予定している場合を含む。）
- (2) 基準日時点において当該病院又は診療所の事業譲渡等をしている場合（基準日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。）
- (3) 病床数の削減が、介護医療院等の介護保険施設への転換を目的とする場合
- (4) 病床数の削減により、病床を有しない診療所となる場合

(給付金の算定方法)

第4条 この給付金の支給額は、削減した病床数（次の各号に掲げる病床を削減した場合は、その削減した病床数を除く。）に4,104千円を乗じた額とし、支給対象の病床数について病床機能再編支援事業給付金支給要綱（令和6年7月11日付け6医国第89640号）第2条第1号に定める単独支援給付金の支給を受ける場合は、当該給付金との差額とする。

- (1) 産科部門の病床（MFICU等を含む。）及び小児科部門の病床（NICU、GCU等を含む。）。ただし、産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。
- (2) 同一開設者の医療機関へ融通した病床
- (3) 事業譲渡等により削減した病床

- (4) 病床種別を変更した病床
- (5) 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床
- (6) 診療所の療養病床又は一般病床であって、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床
- (7) その他次に掲げる病床

ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）

イ 放射線治療病室の病床

ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床

エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

（支給の条件）

第5条 この給付金の支給の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の支給決定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（給付金の支給申請）

第6条 この給付金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、別に定

める日までに、支給申請書（第1号様式）に、支給対象となる病床数の削減を実施したことを証する書類その他の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（給付金の支給決定）

第7条 知事は、前条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の支給決定及び額の確定を行い、支給申請者に通知するものとする。

（給付金の請求）

第8条 支給申請者は、給付金の支給を請求しようとするときは、給付金支給請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第9条 給付金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 給付金の支給を受けた日から令和17年9月30日までの間に、正当な理由なく病床を増加させた場合（知事が病床の増加が必要と認めた場合を除く。）。
- （2） 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合。

（給付金の返還）

第10条 給付金の支給を受けた者が、前条の規定により給付金の支給決定の全部又は一部を取り消された場合は、知事の返還命令を受けて、当該取消しに係る部分の給付金を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。